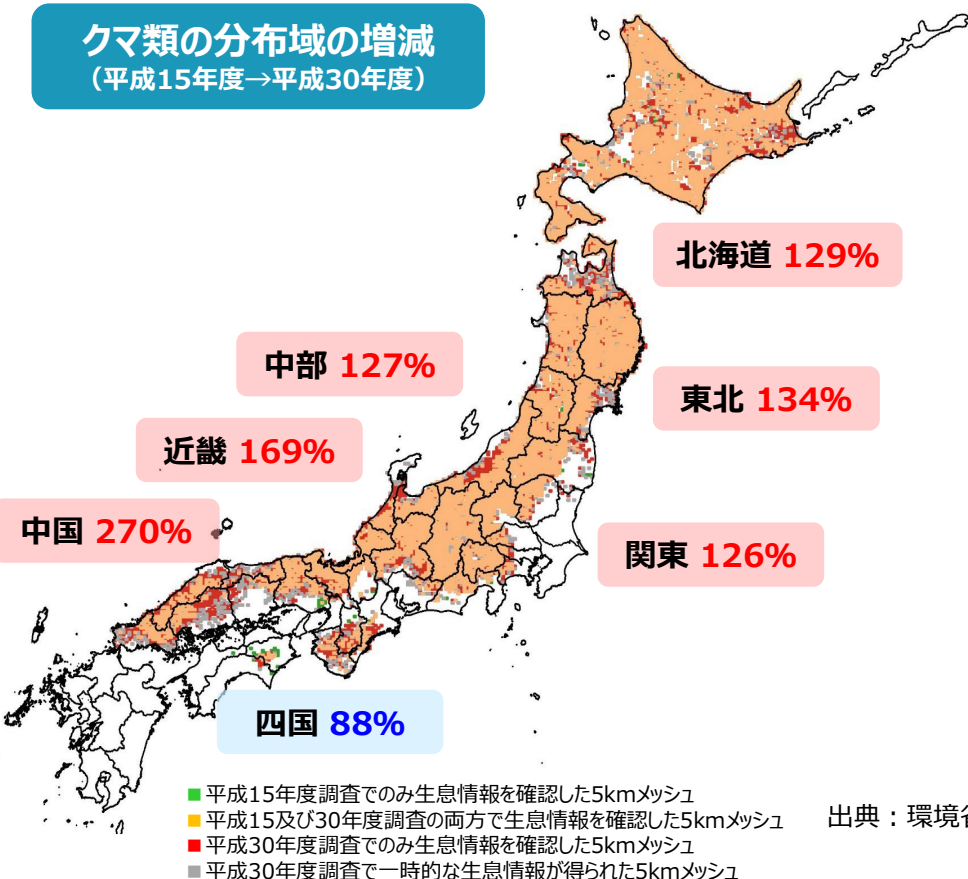


クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息及び被害状況

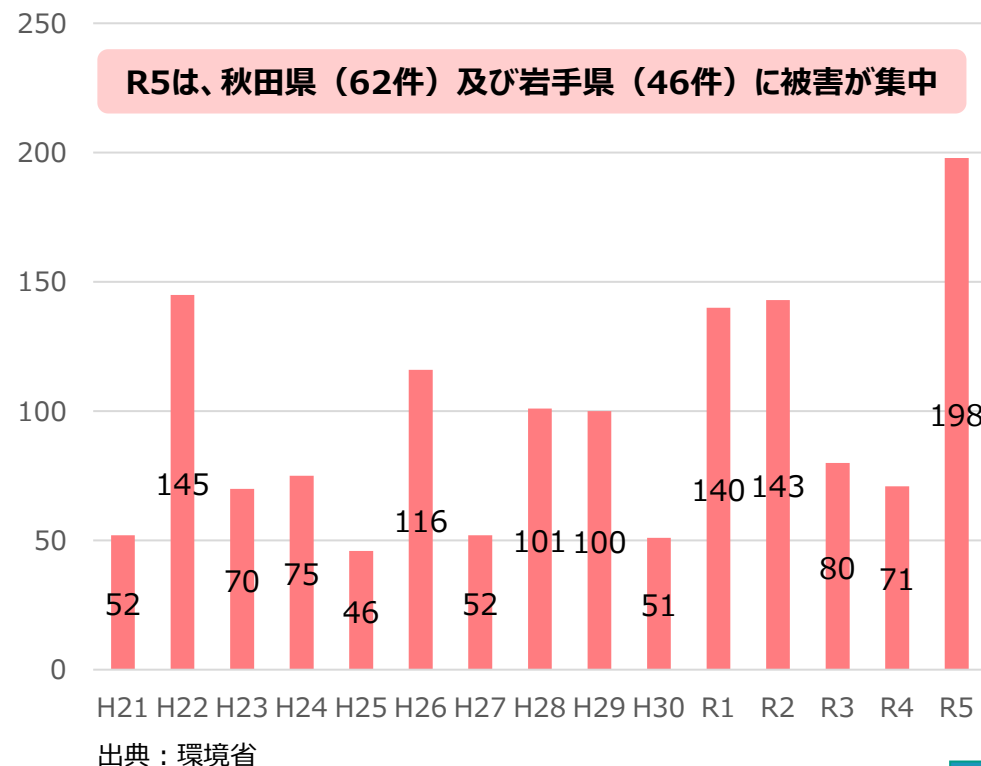
資料 2 - 2

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「**クマ類による被害防止に向けた対策方針**」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
- その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の**3つの管理**を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣※に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、**電気柵**の設置、**追い払い**、山林、耕作放棄地、移動ルート**の緑地の刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用**した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- ・ クマ類の生息状況、被害状況等について
- ・ ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ・ ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ）
- ・ 論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- ・ 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十音順

- ・ 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- ・ 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- ・ 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- ・ 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- ・ 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- ・ 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- ・ 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

指定管理鳥獣に関する取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月中の公布・施行予定
- **指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充**（クマ類の追加）

クマ被害対策施策パッケージ

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）